

議案第96号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第27条の4第2項中「、第12条の3」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年墨田区条例第31号）の一部を次のように改正する。

付則第9項中「、第12条の3」を削る。

（提案理由）

高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給する必要がある。